

令和5年度 クリーニング師研修 の開催について
(2023年度)

(公財) 京都府生活衛生営業指導センター

協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医療衛生企画課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されているクリーニング師の方は、3年に一度京都府知事が指定する研修を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第2型 (通信研修)
自宅で学習する研修です。

受講対象の方

受講時に交付されている一番新しい「修了証書」または「修了済ステッカー」の年月をご確認ください。

【裏面をご参照ください。】

京都府内のクリーニング所に勤務されているクリーニング師の方で、

令和5年(2023年)11月12日開催の第1型研修が都合により受講できない方(遠隔地居住者、持病などで会場受講が困難な方)

- 受付期間 令和5年(2023年)9月22日(金)～
受付締切日 **令和5年10月26日(木)まで**
- 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理・繊維及び繊維製品
- 受講料 **5,000円**(テキスト代を含みます。)
- 申込方法 同封の払込取扱票 **第2型 申込書** の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行(郵便局の窓口又はATM)に払い込んでください。
 - 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。(郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口払込より安くなります。)
 - 事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に当センターまでお知らせください。
- 受講方法 申込みを受付後、「テキスト」と「レポート問題」を勤務されているお店(事業所)に送付します。ご自宅で学習された後、レポート問題を全て解答の上、締切日までに解答用紙を当センターへご提出ください。
 - 下記の「受講の流れ」をお読みください。
 - 動画配信などのオンライン学習はありません。

第2型通信研修 受講の流れ

第2型申込み
(テキスト等の送付)

お申込みは【**第2型申込書**】の用紙をご使用ください。

お申込みを受付した後、約1週間で「テキスト」と「レポート問題」が勤務されているお店(事業所)に届きます。

自宅学習
(レポート問題解答用紙の提出)

テキストで自宅学習の後、レポート問題を全て解答(※)の上、締切日までに解答用紙を当センターへご提出ください。

【提出締切日】 令和5年11月20日
(月・当日消印有効)

※解答方法は「番号選択方式」です。
テストではありませんので、テキストで問題内容の確認をおこないながら取り組んでください。

修了証書等の交付

ご提出いただいた解答用紙により学習の成果を確認し、全科目を修められた方には「修了証書」と「修了済ステッカー」を交付(※)します。

※令和5年12月下旬頃に勤務されているお店(事業所)にお送りします。

クリーニング師が求められる役割は重要です。
クリーニング業法で定められたクリーニング師研修を3年に一度受講しましょう。

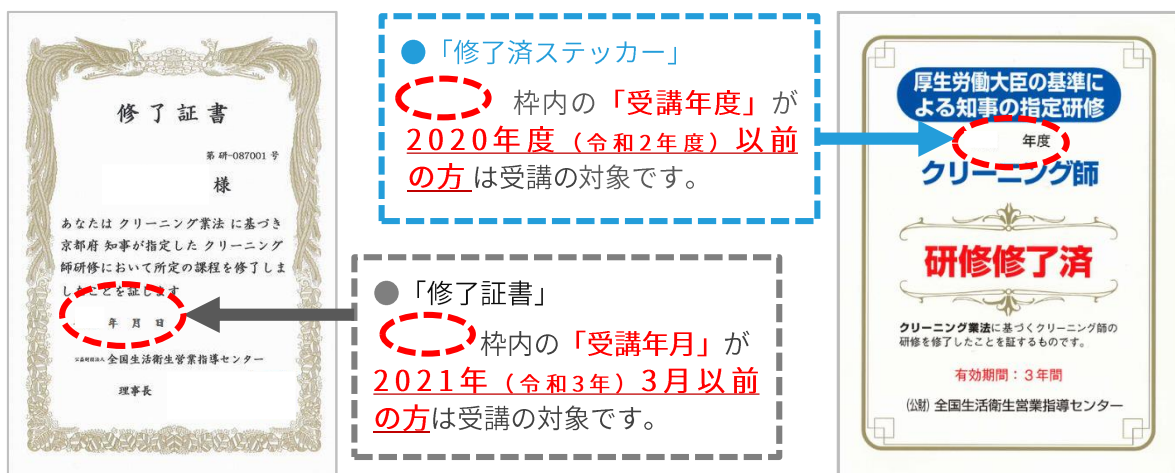
テキストでは、感染症対策、SDGsへの取組み、2022年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」の環境保護に関する取組みなど、社会経済環境が目まぐるしく変化する中でクリーニング師が求められる役割を深め、長期間放置品への対応、トラブルにつながりやすい素材や加工、衣類の取扱い表示などの問題事例をカラー写真や資料、図表などを豊富に使用し、わかりやすく解説しています。正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

研修の修了者については、京都府知事に受講修了の報告をおこなっています。また、修了者には、修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

令和5年度（2023年度）の受講対象の方（※受講対象の確認方法）

※受講時に交付されている、一番新しい「修了証書」又は「修了済ステッカー」でご確認ください。



<受講に関するお問合せ・お申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051 / FAX (075) 711-6123

受付：平日（土日祝日を除く）10:00～12:00、13:00～16:00

<研修 講習 専用WEBページ>

- ・制度の概要
- ・開催内容（申込状況）
- ・受講申込書のご請求
- ・よくあるご質問 など

